

## 【 投薬 】

## 60 ヘパリン類似物質の算定について

《令和6年2月29日》

## ○ 取扱い

次の傷病名に対するヘパリン類似物質（ヒルドイド）の算定は、原則として認められない。

- |               |                  |
|---------------|------------------|
| (1) 湿疹（急性・慢性） | (12) アテローム化膿     |
| (2) 湿疹（小児）    | (13) 化膿性皮膚疾患     |
| (3) 皮膚炎       | (14) せつ          |
| (4) 脂漏性皮膚炎    | (15) 莖麻疹         |
| (5) アレルギー性皮膚炎 | (16) 中毒疹         |
| (6) 痒疹        | (17) 皮膚色素沈着      |
| (7) ざ瘡        | (18) 脱臍          |
| (8) (感染性) 粉瘤  | (19) 外耳炎         |
| (9) 皮膚そう痒症    | (20) 外傷を伴わない肩関節症 |
| (10) 間擦疹      | (21) 乳児湿疹        |
| (11) 蜂巣炎      | (22) 放射線皮膚炎      |

## ○ 取扱いを作成した根拠等

ヘパリン類似物質（ヒルドイド）（ゲルを除く。）の効能・効果は、「血栓性静脈炎（痔核を含む）、血行障害に基づく疼痛と炎症性疾患（注射後の硬結並びに疼痛）、凍瘡、肥厚性瘢痕・ケロイドの治療と予防、進行性指掌角皮症、皮脂欠乏症、外傷（打撲、捻挫、挫傷）後の腫脹・血腫・腱鞘炎・筋肉痛・関節炎、筋性斜頸（乳児期）」であり、薬効薬理として、「1. 血液凝固抑制作用」、「2. 血流量増加作用」、「3. 血腫消退促進作用」、「4. 角質水分保持増強作用」及び「5. 線維芽細胞増殖抑制作用」がある。

以上のことから、効能・効果、又は薬効薬理の作用に該当しない上記の傷病名については、原則として認められないと判断した。